

■議案第127号 四万十町公共下水道条例の一部を改正する条例について

【要旨】

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第2次一括法）が施行されたことに伴い本条例の一部を改正するものです。

【内容】

第2次一括法第107条による下水道法の一部改正は、公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する基準については、政令で定める基準（下水道法施行令）を参酌するものとされており、四万十町公共下水道条例の一部を改正することにより基準を定めるものです。